

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

（１）事業者概要

事業所名称： 社会福祉法人 純心会 (施設名) 第二空港保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 理事長 野嶋 健一 (管理者) 園 長 山本 歩	開設年月日：2024年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人 純心会 経営主体： 社会福祉法人 純心会	定員： 80 名 (利用人数) 74 名
所在地： 熊本県上益城郡益城町安永1213-8	
連絡先電話番号： 096-289-2222	F A X 番号： 096-289-2221
ホームページアドレス	https://www.kuukouhoikuen.com/

（２）基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
乳幼児の保育、延長保育、地域交流	入園お祝い会・おみしり歓迎会、幼年消防クラブ 結成式・修了式、芋の苗植え・芋ほり、運動会、お 楽しみ保育、秋祭り、発表会、保育参観、卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳 室、沐浴室、医務室、事務室、職員休憩室、 ランチルーム、ホール	調理室、食品庫、検収室、倉庫、教材庫、テラ ス、更衣室、シャワールーム、トイレ、園庭、 駐車場

2 施設・事業所の特徴的な取組

＊子どもたちが「楽しみに保育園に来て、明日も行きたいと思ってくれること」を目標に以下の項目を目指すこども像とし、日々の保育内容や行事を考えています。 ・元気な子ども ・仲良く遊びやさいい子ども ・丈夫な子ども ・よく考える子ども ・身の回りのことが自分でできる子ども ＊特徴的な取り組みとして ・自然の中でのびのびと遊べる環境（園庭遊びや散歩等） ・3歳以上児は専門講師による保育活動（体操教室等）課外体操教室火曜日実施 ・各年齢に応じて、音楽あそび（リトミック）や伝承遊びを取り入れる。 ・空港保育園が併設していることもあり、両園で活動と一緒に交流がはかれるように工夫する。（時間、人数を工夫し行なう） ・毎朝の朝礼や毎月の園内研修等を行い、子どもの様子を共有し全部の職員が保育にあたれるように体制を整えている。

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

①同一法人内の3園の連携・協力体制

同じ法人により、平成27年に「空港保育園」が益城町内に開設され、その翌年小規模保育所「第二空港保育園」(本園の前身)、令和5年4月に「第三空港保育園」が新設され、令和6年4月には「第二空港保育園」を認可保育園(本園)として再出発しました。3つの保育園は、定期的に「3園会議」を開催、情報の共有と協議を実施し、社会福祉法人として3園が連携・協力して、学童保育事業、一時保育事業など地域ニーズに応える取組に努められています。園長の一人が町の「子ども・子育て会議」に委員として参画、児童福祉政策の動向や地域ニーズの適切な把握に努められています。今後も人口増の進む本町にあって「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域の重要な福祉資源としてその役割はますます大きいものになると期待されます。

②小規模保育所時代の「良さ」を活かした子どもと保護者支援の取組

本園は、平成28年小規模保育所(定員19)として開設された第二空港保育園が、令和6年4月に認可保育園(定員80)として再スタートした園です。小規模保育所は、平成27年子ども子育て支援法の施行により「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育の提供」を目的に生まれた定員19人以下の保育所です。その「良さ」は「家庭環境に近い環境の中で愛着関係の重視」、「一人ひとりの子どもの生活リズムの尊重」、「保護者の子育てに伴走し、悩みを抱えている子どもや保護者に寄り添うスタンス」などが指摘されています。

本園では、2歳児までを対象とした小規模保育園の頃に保護者に好評だった「クラスを超えたアットホームでゆったりとした保育」をこれからも継続するとして、園長は「ゆったり、のびのびした環境の中で、笑顔あふれる保育をしていきたい。」と保育活動の考え方を説明されています。また、事業計画では、「保護者に対する支援」を明記、「保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。」、「一人ひとりの保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、養育力の向上に資するよう適切に支援する。」などの方針の下、保護者支援の取組を進めています。「全体の計画」にも、「園で重要視する保育の柱」として「保護者と共に考える保育」をうたっています。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」の明文化とそれを踏まえた「(単年度の)事業計画」の策定

本園では、中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化された計画の策定までは至っていません。「(単年度の)事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「(単年度の)事業計画」の策定が必要不可欠です。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが求められます。策定された「中・長期計画」を職員に周知し共有化するための取組の工夫も期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

認可保育園として歩み始めたばかりの当園にとって、今回の第三者評価は、「評価を受けること」が目的ではなく、「より良い園づくりのために学ぶ機会」でした。準備を進める中では戸惑いや緊張もあり、受審当日も不安な気持ちで臨みましたが、丁寧で温かなご対応のおかげで、安心して園の取り組みを振り返ることができました。

日頃から大切にしている一人ひとりの子どもに寄り添う保育や保護者支援、法人3園が連携した地域とのつながりを評価していただけたことは、職員一人ひとりの励みとなりました。また、園長として経験の浅い私自身にとっても、多くの気づきと学びをいただき、園のこれからを考える貴重な機会となりました。

今回の評価を職員全員で共有し、「保育園楽しかった、明日も行きたい」と子どもたちが笑顔で思える保育園を目指して、これからも学び続けてまいります。最後に、温かく丁寧にご対応いただきましたNPO法人九州評価機構の皆様に、心より感謝申し上げます。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	N P O 法人 九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5番22号
評価実施期間	R7年7月18日～R8年7月13日
評価調査者番号	① 1 2 - 0 0 4
	② 1 3 - 0 0 2
	③ 1 8 - 0 0 2
	④ 2 3 - 0 1 1

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： 社会福祉法人 純心会 (施設名) 第二空港保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 理事長 野嶋 健一 (管理者) 園 長 山本 歩	開設年月日：2024年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人 純心会 経営主体： 社会福祉法人 純心会	定員： 80 名 (利用人数) 74 名
所在地： 熊本県上益城郡益城町安永1213-8	
連絡先電話番号： 096-289-2222	F A X 番号： 096-289-2221
ホームページアドレス	https://www.kuukouhoikuen.com/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事					
乳幼児の保育、延長保育、地域交流	入園お祝い会・おみしり歓迎会、幼年消防クラブ結成式・修了式、芋の苗植え・芋ほり、運動会、お楽しみ保育、秋祭り、発表会、保育参観、卒園式					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳室、沐浴室、医務室、事務室、職員休憩室、ランチルーム、ホール	調理室、食品庫、検収室、倉庫、教材庫、テラス、更衣室、シャワールーム、トイレ、園庭、駐車場					
職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1	0	保育士	18	3	
主任保育士	1	0	幼稚園教諭一種	0	1	
副主任保育士	1	0	幼稚園教諭二種	13	1	
保育士	15	3	看護師	1	0	
栄養士	1	0	子育て支援員	1	1	
調理員	1	1	食品衛生責任者	0	1	
看護師	1	0	栄養士	1	1	

	保育補助	1	1	管理栄養士	1	0
				調理師	1	0
	合 計	22	5	合 計	36	8

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

【理念】

- ・子どもの最善の利益を保障し、保育を行うと共に子ども主体の生活の中で成長を促す。
- ・専門性を身につけた職員が家庭と連携をとる中で養護と教育を一体的に行う。
- ・子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する手助けを担う。
- ・保育士の専門的知識や技術及び判断をもって子どもの保育にあたる。

【基本方針】

- ・心と身体の自立を促し、集団生活に慣れさせる保育
- ・人とのつながりを大切にして、思いやりの心を育てる保育
- ・開かれた保育をめざし、地域の親子支援を積極的に行う
- ・保護者が安心して預けられるように養護・教育の援助を行う

3 施設・事業所の特徴的な取組

※子どもたちが「楽しみに保育園に来て、明日も行きたいと思ってくれること」を目標に以下の項目を目指すこども像とし、日々の保育内容や行事を考えています。

- ・元気な子ども
- ・仲良く遊びやすい子ども
- ・丈夫な子ども
- ・よく考える子ども
- ・身の回りのことが自分でできる子ども

※特徴的な取り組みとして

- ・自然の中でのびのびと遊べる環境（園庭遊びや散歩等）
- ・3歳以上児は専門講師による保育活動（体操教室等）課外体操教室火曜日実施
- ・各年齢に応じて、音楽あそび（リトミック）や伝承遊びを取り入れる。
- ・空港保育園が併設していることもあり、両園で活動と一緒に交流がはかれるように工夫する。（時間、人数を工夫し行なう）
- ・毎朝の朝礼や毎月の園内研修等を行い、子どもの様子を共有し全部の職員が保育にあたるように体制を整えている。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月18日（契約日） ～ 令和8年7月13日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成・令和 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

①同一法人内の3園の連携・協力体制

同じ法人により、平成27年に「空港保育園」が益城町内に開設され、その翌年小規模保育所「第二空港保育園」（本園の前身）、令和5年4月に「第三空港保育園」が新設され、令和6年4月には「第二空港保育園」を認可保育園（本園）として再出発しました。3つの保育園は、定期的に「3園会議」を開催、情報の共有と協議を実施し、社会福祉法人として3園が連携・協力して、学童保育事業、一時保育事業など地域ニーズに応える取組に努められています。園長の一人が町の「子ども・子育て会議」に委員として参画、児童福祉政策の動向や地域ニーズの適切な把握に努められています。今後も人口増の進む本町にあって「こどもまんなか社会」の実現に向けた地域の重要な福祉資源としてその役割はますます大きいものになると期待されます。

②小規模保育所時代の「良さ」を活かした子どもと保護者支援の取組

本園は、平成28年小規模保育所（定員19）として開設された第二空港保育園が、令和6年4月に認可保育園（定員80）として再スタートした園です。小規模保育所は、平成27年子ども子育て支援法の施行により「地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育の提供」を目的に生まれた定員19人以下の保育所です。その「良さ」は「家庭環境に近い環境の中で愛着関係の重視」、「一人ひとりの子どもの生活リズムの尊重」、「保護者の子育てに伴走し、悩みを抱えている子どもや保護者に寄り添うスタンス」などが指摘されています。

本園では、2歳児までを対象とした小規模保育園の頃に保護者に好評だった「クラスを超えたアットホームでゆったりとした保育」をこれからも継続するとして、園長は「ゆったり、のびのびした環境の中で、笑顔あふれる保育をしていきたい。」と保育活動の考え方を説明されています。また、事業計画では、「保護者に対する支援」を明記、「保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。」、「一人ひとりの保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、養育力の向上に資するよう適切に支援する。」などの方針の下、保護者支援の取組を進めています。「全体の計画」にも、「園で重要視する保育の柱」として「保護者と共に考える保育」をうたっています。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」の明文化とそれを踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定

本園では、中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化された計画の策定までは至っていません。「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定が必要不可欠です。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期など

の評価プロセスを明確にすることが求められます。策定された「中・長期計画」を職員に周知し共有化するための取組の工夫も期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

認可保育園として歩み始めたばかりの当園にとって、今回の第三者評価は、「評価を受けること」が目的ではなく、「より良い園づくりのために学ぶ機会」でした。準備を進める中では戸惑いや緊張もあり、受審当日も不安な気持ちで臨みましたが、丁寧で温かなご対応のおかげで、安心して園の取り組みを振り返ることができました。

日頃から大切にしている一人ひとりの子どもに寄り添う保育や保護者支援、法人3園が連携した地域とのつながりを評価していただけたことは、職員一人ひとりの励みとなりました。また、園長として経験の浅い私自身にとっても、多くの気づきと学びをいただき、園のこれからを考える貴重な機会となりました。

今回の評価を職員全員で共有し、「保育園楽しかった、明日も行きたい」と子どもたちが笑顔で思える保育園を目指して、これからも学び続けてまいります。最後に、温かく丁寧にご対応いただきましたNPO法人九州評価機構の皆様に、心より感謝申し上げます。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（参考） 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者	34	
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 保育理念、保育方針などは、ホームページや事業計画に記載されています。職員には、3月に開催した新年度に向けた職員会議で理念や基本方針を基にして取組んでいきたいこととして、前身の小規模保育園の頃に保護者に好評だった「クラスを超えたアットホームでゆったりとした保育」を継続するために「ゆったり、のびのびした環境の中で、笑顔あふれる保育をしていきたい」、及び「先生方が働きやすい職場づくりを作っていきたい」という園長の思いなどを説明されています。 まだ令和6年に小規模保育園から認可保育園に変更したばかりなので、今後は職員への周知や理解を深めるための取組の工夫が期待されます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	⑨ ・b・c
＜コメント＞ 法人の理事長、法人内の姉妹園（3園）の園長、法人本部の事務長、事務担当職員が統括責任者となり、定期的に3園会議を開催しています。園長が町の「こども計画（子ども・子育て支援事業計画）」を策定するための会議体、「子ども・子育て会議」に委員として参加し、事業経営をとりまく環境を把握し、3園会議で児童福祉事業全体の動向や地域の現状や課題などを共有されています。地域単位（県・郡・町）の園長会にも参加し、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉ニーズの把握に努められています。経営状況や保育サービスのコスト分析などについて、本部で把握・分析されていることがうかがえました。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	⑨ ・b・c
＜コメント＞ 理事長、法人の姉妹園（3園）の園長、本部の事務長、事務担当職員が統括責任者となり、定期的に3園会議を開催しています。そこで、経営課題について詳しく分析を行い、新たなニーズへの対応についてはどの園が最適かという経営的観点から、1園ではなく3園での連携の下で、それぞれの園の「強み」を活かすための方針を協議し、具体的な取組を進められていることがうかがえました。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 中・長期的なビジョンについて、口頭では確認しましたが、明文化までは至っていませんでした。第三者評価の規定では、明文化がされていない場合は「c」評価となります。 今後は、「中・長期計画」と「中・長期の収支計画」の適切な策定が求められます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
＜コメント＞ 「(単年度の) 事業計画」の策定はありましたが、第三者評価の規定では、前項目の中長期計画の明文化がされていない場合は「c」評価となります。 今後は、「中・長期計画」を策定し、その内容を踏まえた「(単年度の) 事業計画」の策定が期待されます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
＜コメント＞ 事業計画は、①運営方針、②組織、③保育過程の編成と実施計画、④第二空港保育園の保護者に対する支援と関係機関及び地域との連携、⑤送迎時の安全確保、⑥安全管理、⑦防災・防犯対策、⑧職員教育（職員の資質向上）、⑨自己評価、⑩園内安全計画の項目から構成されています。事業計画は園長が日々の保育や職員会議などから職員の意見を把握し、前年度の振り返りを行い、策定をされていることがうかがわれました。 今後は、数値目標や具体的な成果目標などを設定することにより、取組の実施状況の評価が適切に行える内容となること、完成した事業計画を職員に周知するための取組の工夫が期待されます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉕・c
＜コメント＞ 必要に応じて、事業計画の主な内容について記載した文章を作成し、園内に掲示し、「園だより」を保護者に配布するなど、周知に努められていることがうかがえました。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 保育の質の向上に向けた組織的な取組として、園内研修を毎月実施されています。会議がクラス会議、以上児会議、未満児会議、リーダー会議があり、クラス会議では、クラス単位での運営や悩みについて話し合い、「(園の) みんなで話す方が良いかもね。」という議題の時は園長・主任も参加されています。以上児会議、未満児会議は、必要に応じて開催されています。リーダー会議は、部門別リーダー、専門リーダー、処遇改善のリーダーやクラスのリーダーと園長、主任も入って、話し合われていることがうかがえました。ヒヤリハットについて、クラスごとにヒヤリハット・アクシデント記録を作り、職員はヒヤリハット等があると番号付けし、その内容を記載後、番号を事務日誌に転記して、同じことを書かないようにすること、新たな情報の確認を職員に促し、共有を図る等の取組の工夫がされています。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<コメント> 全国保育士会の作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて、職員が自己評価を実施されています。その結果を基に、園内研修で「自己評価シートの振り返り・検討会」を実施されています。園長・主任の面談を定期的を実施し、職員一人ひとりの保育についてなどを振り返る機会や新しい年度の目標の把握などをされています。園でイベントを実施した後は、保護者などにパソコンのアプリでアンケートに答えてもらい、その回答を基に会議で話し合い、職員の振り返りと気づきを考えて、改善に結び付けるように取組まれています。		

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<コメント> 事業計画の職員業務分担表に園長の役割と責任について明文化されています。園長は普段から積極的にクラス現場に入り、子どもの姿を観察されたり、子どもに対する関わり方や声かけについて自ら実践し、研修会を開催された際には取り上げたりすることで、職員の共通理解を深めるように努められています。非常時の組織対応については、災害対策本部イメージ図の総括には、本部長に園長、副本部長に主任と明記されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 園長が遵守すべき法令等の情報を把握する場として、地域単位（県、郡、町）の園長会や、理事長、法人の園長と事務担当職員を加えた、姉妹園合同の3園会議などがあります。必要に応じて、職員会議や緊急会議を開き、職員に対して遵守すべき法令等の周知に努めていることがうかがえました。労働基準法など、労務関係は事務担当職員が本部の総務と連携、情報理解の共有化を行ったうえで、職員に対して遵守すべき法令等の周知に努めていることがうかがえました。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 園長は保育の質の現状について、普段から積極的にクラス現場に入り、子どもの姿を観察されたり、子どもに対する関わり方や声かけについて自ら実践し、研修会で取り上げたりすることで、職員の理解とスキルアップを深めるように努められています。職員会議では「司会」と「書記」を職員間で回しています。これは、職員が色々な経験を積むことが大切との思いで実施されています。保育の質の向上のための会議として、クラス会議、以上児会議、未満児会議、リーダー会議があり、クラス会議では、クラス単位での運営や悩みについて話し合い、「みんなで話す方が良いかも。」という議題の時は園長・主任も参加されています。以上児会議、未満児会議は、必要に応じて開催されています。リーダー会議は、部門別リーダー、専門リーダー、処遇改善のリーダーやクラスのリーダーと園長、主任も参加し、話し合われていることがうかがえました。		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 経営の改善や業務の実効性を高める取組をするために、園長は制度上自らの権限でできることは積極的に実行されています。また、自分の権限でできない事項については、法人の理事長へ直接進言されたり、園長会議を通じて提案されていることがうかがえました。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 福祉人材確保として、お仕事フェアへの参加、保育専門学校など養成校への挨拶訪問などされています。人材が定着するように、新任職員の負担がかかりすぎないようにこまめな声かけに努め、新任職員が疑問に思ったこと、困ったことを出してもらい、「こういう時にはこうするといい。」を明文化した「なんでもファイル」を作成、新任職員だけで1時間程集まる時間を設けるなど工夫されています。職員の定着に関しては例えば、職員から給与についての相談があった時には、園長会議を通じて、地域の給与水準を調べてその結果に基づいて職員給与の引き上げに繋げるなどの改善に取り組まれています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉡・c
<コメント> 就業規則を策定し、人事基準は明確に定められ、職員に周知されています。 今後は、例えば、保育所の理念・基本方針に基づき「期待する職員像等」を明確にし、より一層の共通理解を図るなど、組織的な取組の工夫が期待されます。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> 3月に開催した新年度に向けた職員会議で理念や基本方針を基にして取組んでいきたいこととして、「ゆったり、のびのびした環境の中で、笑顔あふれる保育をしていきたい」、及び「先生方が働きやすい職場づくりを作っていきたい」という園長の思いなどを説明されています。園長・主任が職員一人ひとりと毎年面談をされて、職員の意向の把握に努められています。残業はなく、希望休は取りやすいように配慮されていることがうかがえました。新任職員が疑問に思ったこと、困ったことを出してもらい、「こういう時にはこうするといい。」を明文化した「なんでもファイル」を作成されています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉡・c
<コメント> 「(単年度の)事業計画」の中の「9. 自己評価」に、「保育士、栄養士、調理師などの自己評価」として、「保育士、栄養士、調理師は、保育の計画や保育の記録を通じて自ら保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努める。」と明記、「自己評価シートの作成」を実施しています。職員は園長や主任と面談を実施し、定期的に目標の振り返り、新しい年度は何をしたいのか目標の設定が行われていることがうかがえました。		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 園内研修を毎月実施されています。研修の内容は、園長、主任が基本的な方針を決め、職員の意見や社会的なニーズに鑑み、決定されていることがうかがえました。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 「(単年度の)事業計画」の中に「8. 職員教育(職員の資質向上)」の項目があり、それに基づいて職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上に努めていることがうかがえました。毎月の園内研修に加え、職員を外部研修に参加させ、外部研修に参加した職員はレポートを作成し、後日学んだことを会議の場で報告し、職員間で共有するように努められています。外部の新任研修に参加した職員が参加しなかった職員と研修の情報を共有する時間を作ることで、知識の共有と親睦を図るように努められています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> まだ令和6年に小規模保育園から認可保育園に変更したばかりなので、実習生の受入れは多くありません。主任や副主任は実習生など受入れに必要な研修に参加されています。「実習生指導マニュアル」の活用など、実習生をいつでも迎え入れる体制を整えていることがうかがえました。「実習生指導マニュアル」の基本方針に実習生などの保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢が明文化されています。「実習生指導マニュアル」は、①基本方針、②実習の流れ、③実習オリエンテーションで説明すること、④実習中受け入れる側として注意したいこと、以上の4項目で構成されており、それぞれについて具体的な内容を明記されています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ホームページに保育理念、保育方針などを公開、ブログに日常の保育活動や行事などを写真付きで公開されています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	⑦ ・b・c
<コメント> 事務担当職員がおり、経理規定に基づき、法人本部の事務長と協議し、適切に対応されていることがうかがえました。本部の事務長や税理士による内部監査を実施されています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 地域との関わり方について基本的な考え方として、「(単年度の)事業計画」の中に、「保育方針」として「開かれた保育園をめざし地域の親子の支援を積極的に行う。」とうたい、また、「4. 第二空港保育園の保護者に対する支援と関係機関及び地域との連携」の項目には、「保護者に対する支援」とともに「地域に対する支援」が明記されています。生活協同組合から声掛けがあり、畑でひまわりの種をまき、草取り、収穫をするなどの自然体験活動をされています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ⑩ ・c
＜コメント＞ 熊本県の人権啓発キャラクターと一緒に人権の大切さを伝えるボランティアの受入れや、子育てサークルなどボランティアの受入れの実績は確認できました。地域の学校教育などへの協力についての基本姿勢は「(単年度の)事業計画」の中の「4. 空港保育園の保護者に対する支援と関係機関及び地域に対する連携」に、「中学生などの職場体験を積極的に受け入れるようにする。」「保育専門学校や保育短大からの実習生受け入れ及び交流。」などが記載されています。 今後は、ボランティア受入れについて、登録手続き、ボランティアの配置、事前説明などに関する項目が記載されたマニュアルの策定が期待されます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	③ ・b・c
＜コメント＞ 町が設置している「子ども・子育て会議」に姉妹園の園長が委員として参加し、法人の3園会議で情報の共有と協議を実施し、法人として3園が連携・協力して適切な対応に努められています。必要に応じて、療育園や町のこども未来課との連携、要保護児童対策地域協議会への参画をされています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	③ ・b・c
＜コメント＞ 町の保育園の園長・主任が集まる会議に参加するなど、地域の福祉ニーズなどの把握に努められています。姉妹園の園長が町の「子ども・子育て会議」に委員として参加し、地域の状況や地域ニーズについて把握、それを法人の3園会議で情報の共有を実施されています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	③ ・b・c
＜コメント＞ 園として「持続可能な開発目標 (SDGs)」に取り組んでいます。ボランティア清掃活動として、子ども達と園の周辺や散歩コースのゴミ拾いを行い、その後、拾ったゴミの分別と捨て方を園児に学習する機会を設けています。保護者と協力して、ペットボトルキャップの回収を通じて、途上国の子ども達へのワクチン支援に繋げる取組を実施されています。町の「子ども・子育て会議」で把握したニーズに対して、法人として3園がどのように連携・協力して取り組むのか協議し、対応されていました。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つために、職員には3月に開催した新年度に向けた職員会議で、理念や基本方針を基にして取組んでいきたいこととして、「クラスを超えたアットホームでゆったとした保育」を継続するために「ゆったり、のびのびした環境の中で、笑顔あふれる保育をしていきたい。」という、園長の思いなどを説明されています。子どもの接し方などで困ったことがあれば、以上児会や未満児会、職員会議で話し合い、園として適切な対応ができるように努められています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 「プライバシーの保護について」マニュアルを設置し、着替えの際の配慮や排せつの失敗に対する対応について、明記して取組まれています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	⑦ ・b・c
<コメント> ホームページに保育理念、保育方針などを公開、ブログには各組の普段の様子や行事などを写真付きで公開されています。保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明に努められています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 保育の開始では、入園前の個人面談や入園説明会を実施して、説明に努められています。園の利用中では、玄関に書類の掲示とパソコンのアプリを使ってお知らせをし、閲覧していない人については口頭で説明するなど、一人ひとりに説明するように努められています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 転園する場合、保護者等の同意を得て、保育の継続性に配慮して、この園での援助方法や取組を保育要録にまとめて伝え、必要に応じて電話で連絡をして伝えられています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	⑦ ・b・c
<コメント> 「(単年度の)事業計画」の「4. 第二空港保育園の保護者に対する支援と関係機関及び地域との連携」の項目には、「保護者からの意見聴取等」が明記され、定期的な保護者会や園でイベントを実施した後は、保護者などにアンケートに答えてもらい、その回答を基に会議で話し合い、職員の振り返りと気づきを考えて、改善に結び付けるように取組まれています。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉔・c
＜コメント＞ 「苦情解決規定」及び「苦情申し出窓口について」を策定されています。「苦情申し出窓口について」には第三者委員の名前と電話番号を記載し、「直接言いにくい場合や園との話し合いでも納得がいかない場合は第三者委員にお伝えください。」と明記されています。苦情解決の体制が整備されており、入園説明会の時に知らせ、園内に掲示をされています。意見箱も玄関に設置されています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉔・b・c
＜コメント＞ 「苦情申し出窓口について」に、保護者が相談をしたり意見を述べたりする際に、園の職員だけでなく第三者委員に直接相談できることを明記され、第三者委員の方の名前と電話番号を記載しています。「苦情解決規定」に、「苦情対応の仕組みなどについて、入園説明会の際に知らせて配布する。保護者の見やすい場所（園内）に掲示しておく。」と明記されて取組まれています。意見箱の設置や、相談をしやすいようスペースの確保がなされています。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉔・c
＜コメント＞ 保護者が職員に相談や意見を行った場合、職員は園長にそのことを報告し、園長が対応されていることがうかがえました。「苦情解決に関わる体制整備」に、保護者などから園への意見、要望、提言、苦情などを言われた際の解決の手順を記載されています。そこには、苦情解決責任者は、意見等を確認したら、職員会議などで検討することを明記し、職員全体で内容を共有し、対応や改善に取組まれていることがうかがえました。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 「(単年度の)事業計画」に、「送迎時の安全の確保」及び「安全管理」の具体的な項目について記載し取組まれています。「安全管理マニュアル」を策定し、それに基づいて対応していることがうかがえました。散歩に行く時には園外活動報告書に記入して、危険箇所や今後の工事情報など、必要な情報を共有されるように努められています。ヒヤリハットについて、クラスごとにヒヤリハット・アクシデント記録を作り、職員はヒヤリハット等があると番号付けし、その内容を記載後、番号を事務日誌に転記して、同じことを書かないようにすること、新たな情報の確認を職員に促し、共有を図る等の取組の工夫をされています。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉔・b・c
＜コメント＞ 看護師が園児の看護及び保健・衛生などの指導助言に努められています。オゾン発生装置を使い、感染症の予防に努められています。「保健衛生マニュアル」、「感染症対応マニュアル」を策定されています。園内研修で、嘔吐処理研修を実施されています。園の感染症の発生状況は、園内のボードに記載し、スマートフォンの連絡用アプリを使って、周知に努められています。		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<コメント> 「第二空港保育園 防災計画 マニュアル」を策定され、「保育安全計画」を策定し、毎月、地震、火災の避難訓練を実施されています。訓練では様々なパターンを想定し、火災の発生が園だけでなく、隣接した山火事などを想定した訓練、大雨での引き渡し訓練などを実施されています。園児の保護者などへの引き渡しには、事前に作成している引き渡しカードに基づき、園児を引き渡しても差し支えがない人を把握されています。食料や備品などの備蓄は整備されています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<コメント> 各種マニュアルや、新任職員が疑問に思ったこと、困ったことを出してもらい、「こういう時にはこうするといい。」を明文化した「なんでもファイル」を作成されています。ファイルには、①洗濯物の日、②土曜日のAの仕事、③新入園児面談、④インターホン対応の仕方、⑤土曜保育の受入れ手順、⑥クラス便り作成の手順、⑦病院に連れて行く時の手順、⑧コピー機、⑨各ファイルの綴じる順番と記入の仕方・提出期限などを策定されています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉑・c
<コメント> 各種マニュアルや「なんでもファイル」は必要に応じて追加や見直しを実施されています。今後は、保育の標準的な実施方法についての見直しを、少なくとも年に1回程度、定期的の実施し改善に繋げるための仕組み作りが期待されます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
<コメント> 個人経過記録を使用して、毎月の子どもの状況の把握に努められています。この記録は、①6ヶ月～1歳3ヶ月、②1歳3ヶ月～2歳、③3歳以上の3種類あります。①②（2歳以下）は各クラスで、例えば、「食事の前に手を洗う。」「危険な場所がだいたいわかる。」など、子どもが何をできるのかの一覧表を記載し、毎月できたことに○をチェックすることで、その子どもがいま何をできるのか、いつからできるようになったのか、などがすぐにわかるようになっています。③（3歳以上）は「○」付けではなく、文章で記入し、支援の方法等も記載することで、振り返りにもなるように努められています。「(単年度の)事業計画」の「3. 保育課程の編成と実施計画」で、全体の計画と年齢別指導計画について、作成の方法と留意すべき事項を明文化されています。職員業務分担に、「主任保育士が指導計画の作成及び指導する。」と明記されています。指導計画は各クラスで作成して、園長と主任に提出し、確認されています。「なんでもファイル」の⑨に個人記録の書き方を記載され、統一的表記が可能なように努められています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㉑・c
<コメント> 指導計画は各クラスで作成して、自己評価と振り返りを記入して、園長と主任に提出し、定期的に評価・見直しをされています。		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉔・c
<コメント> 毎日の情報は、朝礼と「伝達及び事務日誌」に特記事項を記載され、共有に努められています。「個人経過記録」を使用して、毎月の子どもの育ちの状況の把握に努められています。その他に情報共有の場として、職員会議があります。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉕・b・c
<コメント> 個人情報の保護について、「職員の守秘義務（プライバシー）への注意」を策定され、保育士の心得として、「事務室内で注意すること」、「保育室内で注意すること」、「保育で注意すること」、「保護者との対応について」の4項目について、それぞれ具体的に策定されています。「個人情報取扱マニュアル」を策定され、保護者に「個人情報の取扱いについて」で、ホームページでの写真の掲載から個人アルバムなどでの使用まで、どこまで子どもの写真を使っているのかを確認し、掲載するように努められています。		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 全体の計画は、園の理念、方針に基づいて、園長が作成し、毎年見直しをされています。見直しの際には、国や県、町の推進している児童福祉政策の動向や乳幼児数の推移等、地域の現状などを参考にされて、策定されていることがうかがえました。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	④ ・b・c
<コメント> 新しい園舎を建設する時には、設計士が基本設計を作成し、それをベースにして、手摺りの高さ・手洗いの高さ・クラスの柵の高さ等を実際に子どもが使うことを考えて、園長が意見を出されていることがうかがえました。夜間に光る壁紙のアイデアは職員と一緒に話し合って設置されました。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> クラスごとに複数担任制を採ることにより、複数の観点から子どもの状態の把握を行い、またチームとして子ども一人ひとりに合わせた保育実践ができるように取組まれています。各クラスに壁がないため、他のクラスの先生からも子ども達の様子が把握できます。気になる子どもの対応については、職員会議で子どもの状況などを話し合い、どのように対応したらいいのか提案を受け、実施、その後どうなったのかを評価するように努められていることがうかがえました。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	④ ・b・c
<コメント> 個人経過記録を使用して、毎月の子どもの状況の把握に努められています。この記録は①6ヶ月～1歳3ヶ月、②1歳3ヶ月～2歳、③3歳以上の3種類があります。①②（2歳以下は）は各クラスで、例えば、「食事の前に手を洗う。」「危険な場所がだいたい分かる。」など、子どもが何をできるのかの一覧表を記載し、毎月できたことに○をチェックすることで、その子どもがいま何ができるのか、いつからできるようになったのか、などがすぐにわかるようになっています。③（3歳以上は）「○」付けではなく、文章で記入、支援の方法等も記載することで、振り返りにもなるように努められています。一人ひとりで個人差があるので、「何歳までにこれができないといけな」とは考えず、気になる子どもへの対応については、職員会議で子どもの状況などを話し合い、アイデアを出し合い、実施、その後どうなったのかを振り返り、評価を行うように取組まれていることがうかがえました。		

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 子ども達が好きな遊びを自分で選べるように、コーナー保育を取り入れられています。おもちゃの数を意図的に少ない数にして、子ども同士が「貸して欲しい」などのやりとりや交流が生まれるように意識されています。表現活動として、リトミックと体操教室（3歳以上）を実施されています。体操教室は跳び箱やマット運動などをされています。社会体験として5歳にお楽しみ体験を行っています。路線バスに乗り熊本市内に行き、熊本城周遊バスに乗り、熊本城の周りを回遊し、大型複合商業施設に立ち寄ったりされています。 職員の自己評価などから、もっと主体性に活動できる保育について、理解を深めたいという声を感じられますので、より一層の取組の工夫が期待されます。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑥ ・b・c
＜コメント＞ 乳児（0歳児）保育で大切にしていることは、愛着関係を形成することです。泣いたら抱っこ、給食の時間も黙って提供するのではなく、笑顔や声かけをするように努められています。子ども自身は喋れない分、多めに語りかけるように努められています。ミルクが上手な子は自分で飲むことができますが、抱っこするなど、職員が必ず手を添えるように努められています。職員は、適切な声の大きさやトーンで話すことに加え、赤ちゃん言葉を使わないことを意識し、正しい言葉づかいを耳に入れるように努められています。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑥ ・b・c
＜コメント＞ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において大切にしていることは、職員は、適切な声の大きさやトーンで話すことに加え、赤ちゃん言葉を使わないことを意識し、正しい言葉づかいを耳に入れるように努められています。できることの個人差が大きいいため、それをどうしたら上手くつなげていけるかをいつも考えられています。タオルたたみなど、遊びの中で生活習慣を学ぶように促したり、まだ子ども自身の思いの言語化が十分にできないため、職員が察して、友達との関りの促進に努められています。コーナー保育をされています。コーナー保育を通じて、好きなことを見つける・好きなことで遊ぶなどを促すように努められています。子ども自身の「自分でしたい」という気持ちを受け止めて、しっかり汲取って、「させてあげる」時間を取るように努められています。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑥ ・b・c
＜コメント＞ 時計を見て行動できるようになるため、3歳児クラスでは12時間の色分け、4・5歳児クラスでは4時間ごとの色分けをされています。保育園は1日の流れで保育プログラムが構成されているのに対して、小学校は45分単位という時間割で進むことから、5歳児は就学を意識して、時計を見て自分で判断して動けるように努め、「知らせる」ことで子ども自身が「そうなんだ。」で動けるように努められています。発表会などでも、職員が役割決めを割り振らないで、子ども達に決めさせています。途中で子どもの気持ち（役の希望）が変わることがあるので、衣装もギリギリまで待ってから発注するなどされています。4歳児以上から当番活動を取り入れられています。		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 「気になる子ども」、「障がいのある子ども」に対して、園として適切な対応が取れるように、療育機関との協議、クラス会議、職員会議などで話し合い、子どもの情報を職員全体で共有し、対応方法について協議が行われていることがうかがえました。療育を利用している子どもの場合は、その療育機関と情報共有を行い、適切な対応に努められています。 今後は、障がいのある子どもの保育について研修などで、より一層の理解を深めることが期待されます。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 延長保育時の職員は毎日変わりますが子どもはほとんど一緒のため、同じ遊びが続かないように、居残り保育計画を立てられています。子どもの在園時間に配慮して、18時半からおやつを提供されています。朝は8時半から、夕方は16時～16時半から合同保育になります。朝夕の引継ぎは業務日誌とホワイトボードを活用されています。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 全体の計画に、「小学校との連携と小学校以上との連携に鑑みて。」と明記して取組まれています。子ども達が小学校以降の生活に見通しを持てるように、学校訪問をし、小学校の1年生と交流があります。夏と冬に小学校の先生が来園されて、職員から子どもの様子を伝えています。5歳児以上は小学校の時間割に給食の時間を合わせ、運動会以降から昼寝の時間をなくすように努められています。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞ 看護師が健康管理に努められています。受け入れの時に子どもの様子や連絡帳を確認し、変化があれば登園時に尋ねるように努められています。毎日検温を行い、その際に子どもの様子を見て異常がないかを確認するように努められています。子どもの健康に関する方針などは「園のしおり」に記載し、保護者などへの周知に努められています。「乳幼児突然死症候群 SIDS」の対策マニュアルとして「午睡中の事故防止について」に基づいて職員への周知と共通理解に取組まれています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・㊦・c
＜コメント＞ 身体測定は毎月、内科検診、歯科検診は年に2回実施して、保護者などに報告されています。園で、歯磨き指導、歯科検診プレパレーションを実施されています。そこでは、歯磨きクイズや町の保健師が年に2回、歯磨きとフッ素指導を実施されています。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞ アレルギーに対しては、入園の際に医師よりの「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、その後毎年検査を依頼されています。保育園で食べてみたら、子どもに赤みが出たなどが2回続いたら保護者に連絡して対応されています。子どものアレルギー・脱臼・既往歴などの一覧を作成されています。看護師、栄養士、保育士が情報共有を行い、適切な対応に努められています。万が一、アナフィラキシー症状が出た場合を想定し、エピペン講習、心臓マッサージ講習を実施されています。給食の提供では、除去食にし、混同しないように皿と盆と食べるテーブルを別にして、栄養士と保育士が声を掛け合って確認するなど取組まれています。		

A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉠・b・c
<コメント> 「(単年度の)事業計画」の「1. 運営方針」の中に「(8)食育の増進」について記載し、「基本的な食生活を身につけ、健康な体と豊かな心を育てる」ことを目標として実施されています。子どもが食について関心を深めるための取組として、クッキングや畑仕事を実施、畑ではサツマイモ、園庭できゅうり、ゴーヤ、ピーマン、ミニトマトなどを栽培されています。子ども達と苗を植え、一緒に耕しています。大きいクラスだけで育てたとならないように、未満児クラスの子どもも収穫などで関わるようにされています。和菓子職人に来園してもらい、職人の指導の下で祖父母と和菓子作り体験を実施されています。		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・㉡・c
<コメント> 献立は栄養ソフトを使い、バランスがよい食事となるように努められています。子どもに応じた食材の大きさとなるように、クラスごとに、カットができるように鉄を準備されています。野菜を工夫して料理に取り入れるように努められています。郷土料理の日を設けています。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c
<コメント> スマホのアプリや年齢に応じておたより帳を利用して、家庭との日常的な情報交換が行われています。連絡帳の記載も、2歳以上からは全てを伝えるのではなく、だいたいの様子を伝えることで、保護者から子どもに直接様子を確認することを促すことで親子のコミュニケーションに繋がるように努められています。保育活動の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会として、園生活の様子をブログで配信されています。保育参観では普段の様子を見てもらうために、小窓からしばらく日頃の様子を見てもらい、その後に交流に移るように工夫されています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くように、スマホのアプリや年齢に応じておたより帳を利用して、家庭との日常的な情報交換だけでなく、送迎の際に、なるべく口頭で様子を確認し、話すきっかけを作るように努められています。保護者の方が困っている様子がみられた場合は、職員の方から声掛けを行い、サポートに取組まれていることがうかがえました。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
<コメント> 「児童虐待対応マニュアル」を策定され、虐待の早期発見と通告・相談のフローチャート、早期発見への取組、「保育所における虐待予防のためのチェックシート」記入の補助資料、早期発見のためのチェックシートなどが記載されています。普段から子どもの様子に変化がないかを確認するように努められています。虐待防止チェックリストの職員の自己評価を年に2回実施されています。職員に対して、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組として、マニュアルに基づいた研修を実施されています。		

A－3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A②⑩	A－3－（１）－① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ ⑩ ・c
＜コメント＞ 保育実践の振り返りの機会となるように、毎月の職員会議でクラス別に報告と振り返りを実施されています。職員の自己評価と園長・主任の面談を毎年実施されています。人権擁護チェックリストを年２回、自己評価チェックリストを年１回の合計３回行われています。時期をずらし３回行うことで、慣れた頃に振り返り、初心に戻るよう努められています。		

（参考）

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	2 3	2 0	2
内容評価基準（評価対象A）	9	1 1	0
合 計	3 2	3 1	2